

平成 18 年 7 月 18 日

厚生労働省 年金局
企業年金国民年金基金課 御中

全 国 銀 行 協 会

確定拠出年金制度に関する改善要望について

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

平成 13 年 10 月からスタートした確定拠出年金制度につきましては、私どもの会員においても、運営管理機関、資産管理機関等として、制度の健全な普及・発展のため努力しているところであります。

今般、当協会では、会員における日々の業務運営の中で加入者等から寄せられている要望等も踏まえて意見を集約し、別紙のとおり改善要望をとりまとめました。

つきましては、確定拠出年金制度のさらなる普及・発展のために、今回の要望事項につき格別のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

なお、要望のうち税制改正にかかわる事項につきましては、今後、当協会の税制改正要望として関係当局へ提出する予定としておりますので、申し添えます。

以 上

確定拠出年金制度に関する改善要望

平成 18 年 7 月 18 日
全 国 銀 行 協 会

1．退職年金等積立金に対する特別法人税の撤廃【税制関連】

確定拠出年金は、拠出時・運用時非課税、給付時課税を基本として十分な優遇措置が講じられるべきものであり、公的年金の補完、老後生活の維持向上という社会的要請に応え、国民の将来不安を除去し、少子・高齢化に対応した年金税制を構築する上で特別法人税を完全撤廃すべきである。

2．拠出限度額の引上げとマッチング拠出の容認【税制関連】

平成 16 年度に、拠出限度額の一部引上げが行われたが、その水準は必ずしも十分なものではなく、急速な高齢化社会の到来等から確定拠出年金制度の重要性は増していること、また、確定給付年金制度とのバランス等に鑑み、拠出限度額をさらに引き上げるべきである。また、上記の限度額引上げとともに、老後に必要な資金を自助努力により用意する観点から、企業型年金加入者に、個人による追加拠出を認めるべきである。

3．加入対象者の拡大

(1) 国民年金の第 3 号被保険者への拡大

現在の制度では、拠出期間が短い加入者が退職により国民年金の第 3 号被保険者となった場合、加入資格を失って拠出の継続が認められない一方で、個人型運用指図者として長期間の運用を強いられるうえ、諸手数料差し引き後では少額の給付しか得られないことが想定されることから、国民年金の第 3 号被保険者も加入対象者に加えるべきである。

(2) 企業年金のある企業の従業員の個人型年金加入の容認

中小企業における退職金・企業年金の給付水準を考慮した場合、老後所得の確保に係る自主的な努力の支援が必要と考えられるため、企業年金のある企業の従業員も個人型年金に加入できるようにするべきである。

4．脱退一時金の支給要件の緩和

平成 17 年度に、脱退一時金の支給(中途引き出し)要件が一部緩和され、資産が少額である場合にも脱退一時金が支給されることとなったものの、現在の制度では、加入者が退職により国民年金の第 3 号被保険者となる場合には、加入期間が 3 年を超え、かつ一定額を超える資産があると

脱退一時金が支給されない。こうしたケースではその後の個人型年金に係る手数料負担によって資産が減少することが避けられないことから、上記3.(1)の加入対象者の拡大が認められない場合には、以下のとおり脱退一時金の支給要件をさらに緩和するべきである。

「加入期間3年以下」の緩和

「資産額が50万円以下、1.5万円以下」の緩和

追徴課税等のペナルティを課した脱退一時金の支給制度の新設

「企業型又は個人型加入資格喪失2年以内」の緩和

5．兼務禁止ルール(法100条、法令解釈通知第62.(5))の撤廃

運用関連業務については、従来リスク商品等を取り扱ってきた者が最も適任であると思われるが、現在の制度ではその者の運用関連業務の兼務が禁止されている。金融庁事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係)の中で、「運営管理業務の専担者以外の職員が、一般の顧客に対し、確定拠出年金への加入の勧誘を行うことは差し支えない」ことが明記されたが、加入者に対して、制度概要から個別プランの運用商品まで一貫した説明を効率的に行うことが難しく、加入者の利便性を損ねる懸念があることから、兼務禁止ルールを撤廃すべきである。

6．運用商品の除外要件の緩和

(1) 運用商品の除外に当たっては、実施事業所の被用者年金被保険者の過半数で組織する組合の同意により、除外できるよう緩和して頂きたい。

(2) 根拠法に基づき商品提供が可能な商品について、金融機関の合併などにより根拠法の適用除外となり、商品を廃止する場合などは、「契約の相手方が欠けたこと」とみなして、全員の同意を不要として頂きたい。なお、根拠法の適用除外後の経過措置期間内での廃止の場合も、同意不要として頂きたい。

7．総合型・連合型厚生年金基金等から企業型年金への資産移換要件の緩和

総合型・連合型の厚生年金基金又は中退共・特退共に参加する事業所が、脱退して企業型年金を導入する場合に、事業所単位での資産移換も認めて頂きたい。

8．確定給付企業年金/厚生年金基金からの移換基準緩和

(1) 確定給付企業年金や厚生年金基金から各加入者に移換される額は、各加入者の最低積立基準額に基づき算出することとされているが、合理的な方法であれば労使合意により要支給額を基準に分配する等、最低積立基準額以外の分配比率を自主的に選択できるようにして頂きたい。

(2) 総合型厚生年金基金等で事業所脱退があった場合、受給権が生じている従業員については、他の年金制度への移換が認められていない。一定の手続を経て当該事業所の従業員(加入期間

が 20 年超の受給権が生じている者を含む)の加算年金原資及び脱退一時金に相当する額を確定拠出年金に移換し、既存の年金制度の受給権を喪失させる取扱いも認めて頂きたい。

9 . その他

(1) 掛金拠出中断ルールの緩和

退職一時金制度では、休業・休職期間中は退職金の算定対象期間に含めない取扱いが一般的に認められているのに対し、確定拠出年金制度では、給与が支給されていれば、掛金の拠出中断は認められない。規約に定めれば拠出中断も可能とする取扱いを許容するべきである。

(2) 合併・分社時の規約取扱いの柔軟化

合併・分社があった場合、現在の制度では規約を終了・新設することになっているが、規約の承認手続に時間がかかり加入資格の空白期間が生じる可能性もある。制度内容に実質的な変更がなければ規約の変更によって対応するなど、柔軟な対応を許容するべきである。

(3) 運用関連引継ぎルールの見直し

運用関連業務の引継ぎを行う運営管理機関については、加入者に提供した情報の内容を引き継ぐことが義務付けられているが、引継後にそのような情報を活用する機会は、実際にはほとんどない。業務効率化の観点から、廃止するべきである。

(4) 確定拠出年金法の改正に伴う規約変更手続の要件緩和

確定拠出年金法の改正に伴う規約の変更は、法律上必須であり、加入者等も遵守すべき内容であることから、同意・非同意に関わらず規約の変更が必要なものである。よって、法律の改正に伴う規約の変更手続については、同意を不要とした届出（極めて軽微な変更）として頂きたい。

以 上